

〈参照条文〉

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。